

## 検事長の勤務延長に関する閣議決定の撤回を求め、国家公務員法等の一部を改正する法律案に反対する会長声明

1 政府は、本年1月31日の閣議において、2月7日付けで定年退官する予定だった黒川弘務東京高等検察庁検事長について、国家公務員法(以下「国公法」という。)第81条の3第1項を根拠に、その勤務を6か月(8月7日まで)延長する決定を行った(以下「本件勤務延長」という。)

しかし、1947年に制定された国公法にはもともと定年制がなかったが、同年に制定された検察庁法は、検察官の定年退官について規定し(検察庁法第22条)、旧裁判所構成法時代には存在した勤務延長制度を規定しなかった。そして、検察庁法第22条は、検察官の職務と責任の特殊性に基づき、国公法の特例と位置付けられた(検察庁法第32条の2、国公法附則第13条)。

その後、1981年になって国公法は初めて定年制(国公法第81条の2)及び勤務延長制度(国公法第81条の3)を導入したが、定年制度は、「他の法律に別段の定めのある場合を除き」適用できると定められ(国公法第81条の2)、検察庁法はこの「別段の定め」にあたるため、検察官に国公法の定年制及び勤務延長制度は適用されないとされた。

したがって、法解釈上、国公法の定年制度(国公法第81条の2)及び同条を前提とする勤務延長制度(国公法第81条の3)が、検察官に適用される余地はないのであり、また、実際にもこれまで国公法第81条の3が、検察官に適用されたことはなかった。

これは、検察官が、強大な捜査権を有し、起訴権限を独占する立場にあって、検察官が起訴しなければ、刑事裁判は開始すらしないこと、そのため、刑事司法権の適正な実現のためには、検察権が適切に行使されることが不可欠の前提となること、犯罪の嫌疑があれば政治家も捜査の対象とするため、政治的に中立公正でなければならないこと、個々の検察官が独立した国家機関であること等、準司法官的作用を有していることから、検察官の人事に政治の恣意的な介入を排除し、検察官の独立性を確保するためのものであって、憲法の基本原理である権力分立や司法権独立の精神に基づくものである。

したがって、国公法の解釈変更による本件勤務延長は、解釈の範囲を逸脱するものであって、検察庁法第22条及び第32条の2に違反し、法の支配と権力分立、司法権の独立を揺るがすものと言わざるを得ない。

2 さらに政府は、本年3月13日、検察庁法改正案を含む国公法等の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。この改正案は、全ての検察官の定年を現行の63歳から65歳に段階的に引き上げた上で、63歳の段階でいわゆる役職定年制が適用されるとするものである。そして、内閣又は法務大臣が「職務の遂行上の特別の事情を勘案し」「公務の運営に著しい支障が生ずる」と認めるときは、役職定年を超えて、あるいは定年さえも超えて当該官職で勤務させることができるようになっている（改正法案第9条第3項ないし第5項、第10条2項、第22条第1項、第2項、第4項ないし第7項）。

この点、検察庁法の改正については、昨年10月末に内閣法制局が一度了承した当初案があったが、定年年齢を引き上げ、役職定年制度を設けるのみで、定年延長規定等は存在しなかった。法務省の説明資料においても、定年延長規定等を設ける必要はないと説明していた。

しかるに、政府は、黒川弘務東京高等検察庁検事長について本件勤務延長を行うと同時に、一旦了承していた当初案を覆し前記改正案に変更したものであり、立法事実が全く認められない。

また、この改正案によれば、すべての検察官は、63歳になった時点で、その地位を失うか、より高位の役職に就くかを、内閣及び法務大臣の裁量により決定されてしまうことになり、人事権を通じた恣意的な介入が可能となる。

これにより、準司法官としての検察官の政治的中立性や他の行政機関からの独立性が根本から損なわれ、適切な検察權行使を前提とする司法權の独立も重大な影響を受けざるを得ないのであって、憲法の基本原理である権力分立に反する。

また、政治腐敗と大企業の腐敗を検察官が起訴し、司法が裁くことは期待できないとして、国民の信頼を失いかねない。

3 よって、当会は、違法な本件勤務延長の閣議決定の撤回を求めるとともに、国公法等の一部を改正する法律案中の検察官の定年ないし勤務延長に係る特例措置の部分に反対するものである。

2020（令和2）年5月8日

釧路弁護士会

会長 岩田圭只